

生活協同組合ララコープ電子マネーララコープららか利用約款

第1条 本約款の目的

本約款は、生活協同組合ララコープ（以下「生協」という）が発行する「ララカード」に付帯する電子マネーララコープららかサービスについて規定するものであり、組合員がララカードを使用してララコープららかを利用するにあたり本約款が適用されます。

第2条 定義

本約款において使用する用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) ララコープららかマネーとは、生協が発行するララカードを介して所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) ララコープららかサービスとは、組合員が生協に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、生協指定の方法によりララカードにチャージされたララコープららかを利用することで、生協から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) ララコープららかとは、生協発行の前払式証票である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金（以下「チャージ」といいます）することができ、また入金された金額をもって生協において商品等を購入することができる機能を備えたものをいいます。
- (4) チャージとは、チャージに定める方法により組合員が生協所定の方法により、ララカードにララコープららかマネーを加算することをいいます。
- (5) ララコープららか残高とは、ララカードにチャージされ、組合員が利用することのできるララコープららかマネーの金額をいいます。
- (6) ララカード（アプリ版）とは本生協が加盟するコープ九州事業連合が提供する「コーププラス」に搭載されたカードと同一の機能のことをいいます。本規約における「ララカード」は必要に応じて「ララカード（アプリ版）」を含めることとします。

第3条 不正使用等の禁止

- (1) 組合員はララカードにサインされた本人のみ使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 組合員は、ララカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条 チャージ

- (1) 組合員は、生協所定の場所・方法にて1000円単位で繰り返しチャージすることができます。
- (2) 組合員は、1枚のララカードに対してララコープららか残高50,000円を上限としてチャージができます。ただし、1回あたりのチャージ上限は49,000円です。

第5条 ララコープららかサービスの利用

- (1) 組合員は、生協でララコープららかサービスを利用して店舗（テナント除く）において商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類、そのほか一部商品について、利用を制限する場合があります。また、無店舗、ララサービス、リフォーム等の店舗以外の事業での利用はできません。
- (2) 組合員が生協でララコープららかサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、ララコープららか残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 組合員は、ララコープららか残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、その不足額を生協が定める方式により、支払うものとします。
- (4) 組合員が生協において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できるララコープららかの枚数は、1枚に限ります。
- (5) 組合員は、ララコープららかサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるララコープららか残高を照会し誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で生協に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、組合員は、当該ララコープら

らか残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条 ララコープららか残高

- (1) ララコープららか残高は、ララコープららかサービス利用時のレシート、チャージ機、カード裏面のQRコードから、またはララカード（アプリ版）の残高表示、本約款末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて、照会できるものとします。
- (2) 組合員は最後にララコープららかサービスを利用した日または最後にチャージした日から5年を経過した場合、自動的に失効し残高は0となります。

第7条 ララコープららか残高の合算

組合員は、生協が認めた場合を除き、ララコープららか残高を他のララカードに移行できないものとします。

第8条 ララコープららかサービスの利用ができない場合

組合員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ララコープららかサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにララコープららか残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 生協がララコープららかサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) ララカードの破損、または生協の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第9条 換金等の不可

生協がララコープららかサービスを終了する場合を除きララコープららか残高の現金の払い戻しはできないものとします。

第10条 ララコープの脱退

- (1) 組合員は生協を所定の方法により脱退をできるものとします。脱退処理後、組合員資格が喪失され、ララコープららかサービスは利用ができなくなります。
- (2) 前項の場合、ララカードにチャージされているララコープららか残高の現金の払い戻しはできないものとします。脱退前にララコープららか残高を使い切ってください。
- (3) 脱退の手続き時にはララコープららかを返却するものとします。

第11条 ララカードの破損・汚損・磁気不良時の再発行等

- (1) ララカードが再発行された場合、本人の証明を確認の上、生協所定の方法で照会されたララコープららか残高が再発行されたララカードに引き継がれるものとします。再発行料は磁気不良を除き、生協所定の発行料を支払うものとします。
- (2) 一旦、再発行した場合、いかなる事情であっても発行料の返金はできません。

第12条 ララカードの紛失・盗難等の再発行

- (1) 紛失・盗難によりララカードが再発行された場合、生協によるララカードの利用停止措置が完了した時点のララコープららか残高が再発行されたララカードに引き継がれるものとします。
- (2) 組合員がララカードの紛失・盗難等を申し出てから生協による使用停止措置が完了するまでにおおよそ3日程度（非営業日含まず）を要することを組合員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、ララコープららか残高を第三者により利用された場合、組合員が申し出を怠った場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、生協は一切の責任を負いません。
- (3) ララカードの再発行後、組合員が喪失したララカードを発見した場合、組合員は、発見したララカードを破棄するものとします。
- (4) 紛失・盗難によるララカード再発行の場合、生協所定の発行料を支払うものとします。また、いかなる場合でも発行料の返金はできないものとします。
- (5) ララカード（アプリ版）を利用する通信端末を喪失した場合、契約している通信会社への通信サービス

停止の連絡と併せて、遅滞なく当組合にも通信端末を喪失した旨の届け出をするものとします。

第13条 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

- (1) 組合員がララコープららかを第三者に取得され、組合員の意思に反してララコープららかが利用又は処分等されたことにより、組合員に損失が発生した場合、生協は、組合員の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則として、これを補償します。ただし、生協に申告した内容、生協が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると生協が合理的に判断した損失の全部または一部について補償を行わないこととします。
 - ・組合員の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
 - ・組合員の家族、近親者、同居人、組合員等の委託を受けて身の回りの世話をする者等、組合員の関係者または組合員の許可に基づき対象端末等を利用する者が行った不正利用である場合
 - ・当該申出の全部または一部が虚偽であるまたはその疑いがある場合
 - ・組合員が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合またはその疑いがある場合
 - ・組合員が補償の申出をした日から1年以内に再び補償の申出をした場合
 - ・戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた不正利用である場合
 - ・ララコープららか利用約款第12条(2)に定める期間内に第三者により利用されて発生した損失。詳しくは、電子マネーララコープららか利用約款をご確認ください。
- (2) 組合員が生協に対して補償を求める場合には、下記、補償手続きの内容に従った手続きを行うとともに、生協による調査に協力するものとします。組合員が当該手続きを怠った場合には、組合員に生じた損失の全部または一部について、生協はその責任を負わないことがあります。
- (3) 補償手続きのために、組合員は、損失が発生した日（継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生日）から14日以内に、当該損失が発生した事実を生協及び警察に申告しなければならないこととします。また、生協に対して以下の内容を必要な資料を添付して申告するものとします。
 - ① 損失額
 - ② 損失発生日
 - ③ 損失発生の経緯
 - ④ その他生協が通知を求めた事項
- (4) 生協は、不正取引が発生した場合またはそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ必要な情報を公表いたします。

第14条 生協との紛議

- (1) 組合員が、ララコープららかサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、組合員と生協との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、組合員は生協に対し、ララコープららか利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第15条 利用者資金の保全方法

- (1) 生協は、前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全しています。ただし、必ずしも全額保全がされているものではありません。
- (2) 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第31条の規程に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができることとします。

第16条 個人情報の収集・利用

組合員（本条においては、ララコープららかサービス申込をしようとする方を含みます。）は氏名・生年月日・住所・電話番号等、組合員が加入申込時に生協に届け出た事項及びララコープららかサービスの利用履歴等の情報（以下「個人情報」といいます。）を、生協が別途定める「個人情報保護基本方針」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第17条 約款の変更

- (1) 生協は、生協所定の方法により事前に組合員に対して変更内容を告知することで、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、組合員がチャージ、ララコープららかサービスを利用した商品等の購入、ララコープららか残高の確認をした場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、組合員が脱退することなく1ヶ月が経過した場合には、生協は、組合員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第18条 ララコープららかサービスの終了

- (1) 生協は次のいずれかの場合には、組合員に対し事前に生協所定の方法で通知することにより、ララコープららかサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ①社会情勢の変化 ②法令の改廃 ③その他生協のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づき組合員は生協の定める方法により、ララコープららか残高に相当する現金の払い戻しを生協に求めることができるものとします。ただし、生協が前項の通知を行ってから2年を経過した場合には、組合員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを意義なく承諾するものとします。

第19条 制限責任

ララコープららかサービスの利用ができない場合に定める理由およびその他の理由により、組合員がララコープららかサービスを利用することができないことで当該組合員に生じた損害等について、生協はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が生協の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、生協はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)

第20条 通知の到着

生協が、組合員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、生協は組合員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第21条 業務委託

生協は、本約款に基づくララコープららかサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第22条 合意管轄裁判所

組合員は、本約款に基づく取引に関して、生協との間に紛争が生じた場合には、生協の本部所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを意義なく承諾するものとします。

【ご相談窓口】

ララコープららかサービスに関するお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示等の申し出は下記までご連絡ください。

生活協同組合ララコープ

店舗運営部	〒851-2121 西彼杵郡長与町岡郷 1474	TEL095-813-5533
ララ花高	〒859-3212 佐世保市花高1丁目 339-9	TEL0956-26-5200
ララ日野	〒858-0923 佐世保市日野町 888-1	TEL0956-28-3200
ララ新戸町	〒850-0954 長崎市新戸町2丁目 8番1号	TEL095-879-1800
ララなめし	〒852-8061 長崎市滑石2丁目 9番26号	TEL095-855-1000
ララ矢上	〒851-0116 長崎市東町 1732-1	TEL095-838-7300
ララ富の原	〒856-0806 大村市富の原2丁目 207-1	TEL0957-56-2400
ララながよ	〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷 1175-1	TEL095-840-5300
ララあたご	〒850-0822 長崎市愛宕4丁目 18-20	TEL095-825-5100
ララひうみ	〒857-1167 佐世保市ひうみ町 1879-26	TEL0956-37-8820